

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年2月28日(2013.2.28)

【公開番号】特開2012-250132(P2012-250132A)

【公開日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2012-054

【出願番号】特願2012-216148(P2012-216148)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月17日(2012.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機であって、

前記遊技の進行を統合制御する主制御装置と、

前記遊技中に視聴覚的な演出を行うための演出装置と、

所定の条件下で、前記遊技媒体を遊技者に払い出す払出装置と、

前記主制御装置からの指示情報に従って、前記演出および払出しの少なくとも一方を制御する下位制御装置とを有し、

前記主制御装置は、

前記統合制御を実行するためのCPUと、

前記CPUが実行するプログラムを格納するためのメモリとしてのROMと、

前記統合制御に用いられる種々の情報を格納するためのメモリとしてのRAMと、

前記統合制御において、前記主制御装置と前記下位制御装置を含む外部との間で信号を入出力するための入出力ポートとを有し、

前記CPUは、メモリへのアクセスに使用されるコマンドであって2バイト以上のアドレス値を含むコマンド体系を有するメモリアクセスコマンドと、外部との信号の入出力に使用されるコマンドであって入出力先を指定するためのアドレス値が前記メモリアクセスコマンドよりも1バイト以上少ないコマンド体系を有する入出力ポートアクセスコマンドとを使用可能であり、

前記入出力ポートアクセスコマンドで指定されるアドレス値に基づいて、アクセス先を前記RAMおよび入出力ポートに切り替え、前記RAMおよび入出力ポートのいずれかをアクティブにするセレクタ信号を出力するエリア区分判定部と、

前記メモリアクセスコマンドで指定されるアドレス値の上位所定桁に基づいて、アクセス先となる前記ROMおよびRAMのいずれかをアクティブにするためのメモリセレクト信号を出力するメモリエリアデコード部とを有し、

前記入出力ポートアクセスコマンドに応じて稼働すべき対象を指定する入出力ポートリクエスト信号は、前記CPUから前記エリア区分判定部に入力されており、

前記メモリアクセスコマンドに応じて稼働すべき対象を指定するメモリリクエスト信号は、前記CPUから前記メモリエリアデコード部に入力されており、

前記RAMの先頭アドレスから連続する所定範囲は、前記CPUが前記ROMに格納さ

れているコンピュータプログラムに基づく制御処理を実行する際に使用する情報を格納しておいたためのワークに割り当てられており、

前記RAMのうち前記ワーク領域を除く領域には、前記CPUが前記コンピュータプログラムを実行する際に一時的にデータを格納しておいたための可変サイズのスタック領域が、前記スタック領域と前記ワーク領域との間に設けた隔離領域の存在によって、前記ワーク領域と干渉しないように割り当てられており、

前記RAMのうち前記エリア区分判定部を介してアクセス可能な疑似RAM領域は、前記スタック領域よりもアドレスが小さい側に、該スタック領域の少なくとも一部を避けるようにして設定されており、

前記隔離領域に対応するアドレスについては、前記エリア区分判定部が、前記RAMをアクティブにするためのセレクタ信号の出力を規制するとともに、前記メモリエリアdecode部が、前記RAMをアクティブにするためのメモリセレクト信号の出力を規制することにより、前記隔離領域をデータ書き込みが不能な領域とする
遊技機。

【請求項2】

請求項1記載の遊技機であって、

前記スタック領域は、データを格納するたびに、アドレスが小さくなる側に領域が拡張するよう構成されており、

前記スタック領域は、前記RAMの終端アドレスを開始点として設定されている遊技機。
。

【請求項3】

請求項1または2記載の遊技機であって、

前記疑似RAM領域は、前記RAMの先頭アドレスを含む連続領域である遊技機。